



福岡県医発第 354 号

平成 27 年 4 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

主治医意見書における医師同意欄の取扱い等について

今般、標記の件につきまして、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

要介護認定等に係る申請等につきましては、これまで「要介護認定等の実施について」(平成 21 年 9 月 30 日老発 0930 第 5 号厚生労働省老健局長通知)により取り扱われていたところですが、いわゆる医療介護総合確保推進法による介護保険法改正に伴い、要介護認定等に係る申請等における様式が改正され、本年 4 月 1 日より適用されることとなりました。

今般の改正に伴い、主治医意見書における医師同意欄に関する記載が「主治医として、本意見書が介護サービス計画作成等に利用されることに、☐同意する ☐同意しない」と、新たに「等」が追記させることとなります。

この「介護サービス計画作成等」の想定される範囲につきましては、介護保険事業の適切な運営のために必要な範囲であって、従前の介護サービス計画に加えて、例えば、

- ・ 総合事業における介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成
- ・ 地域ケア会議における個別事例の検討
- ・ 特養における入所に関する検討委員会での特定入所対象者の判定および施設への優先入所対象者の判定
- ・ 認知症日常生活自立度を基準とした加算における日常生活自立度の決定

に関する利用が考えられており、その範囲内において取り扱うよう厚生労働省より都道府県宛てに事務連絡が発出されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 廣瀬真恵

(介 12)

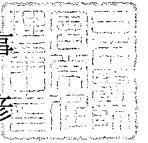
平成 27 年 4 月 24 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦



主治医意見書における医師同意欄の取扱い等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

要介護認定等に係る申請等につきましては、これまで「要介護認定等の実施について」（平成21年9月30日 老発0930第5号厚生労働省老健局長通知）により取り扱われていたところですが、いわゆる医療介護総合確保推進法による介護保険法改正等に伴い、要介護認定等に係る申請等における様式が改正され、本年4月1日より適用されることとなりました。

今般の改正に伴い、主治医意見書における医師同意欄に関する記載が「主治医として、本意見書が介護サービス計画作成等に利用されることに、☐同意する ☐同意しない」と、新たに「等」が追記されることとなります。

この「介護サービス計画作成等」の想定される範囲につきましては、介護保険事業の適切な運営のために必要な範囲であって、従前の介護サービス計画に加えて、例えば、

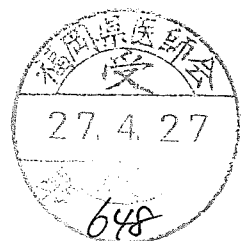
- ・ 総合事業における介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成
- ・ 地域ケア会議における個別事例の検討
- ・ 特養における入所に関する検討委員会での特定入所対象者の判定および施設への優先入所対象者の判定
- ・ 認知症日常生活自立度を基準とした加算における日常生活自立度の決定

に関する利用が考えられており、その範囲内において取り扱うよう厚生労働省より都道府県行政宛てに事務連絡が発出されました。

つきましては、関係通知等をお送りいたしますので、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会および会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・ 「要介護認定等の実施について」の一部改正について
(平 27. 3. 31 老発 0331 第 1 号 厚生労働省老健局長通知)
- ・ 「介護認定審査会の運営について」の一部改正について
(平 27. 3. 31 老発 0331 第 2 号 厚生労働省老健局長通知)
- ・ 主治医意見書における医師同意欄の取扱いについて
(平 27. 4. 22 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)



老発 0331 第 1 号

平成 27 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

「要介護認定等の実施について」の一部改正について

要介護認定等に係る申請等については、これまで「要介護認定等の実施について」(平成 21 年 9 月 30 日老発 0930 第 5 号厚生労働省老健局長通知)により取り扱われていたところであるが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)による介護保険法改正等に伴い、要介護認定等に係る申請等における様式を、別添のとおり改正し、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

ついては、当該内容について御了知の上、貴管内市区町村にその周知徹底を図るとともに、要介護認定等に係る申請等の運用について遺漏なきを期せられたい。

(別添)

○ 要介護認定等の実施について(平成21年9月30日老発0930第5号)(抄)

(変更点は下線部)

現行	改正後
(別添1-1) (略) 介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成するために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定調査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、〇〇市(町村)から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。 (略) (別添1-2) (略) 介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成するために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定調査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、〇〇市(町村)から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。 (略) (別添1-3) (略)	(別添1-1) (略) 介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定調査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、〇〇市(町村)から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。 (略) (別添1-2) (略) 介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定調査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、〇〇市(町村)から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。 (略) (別添1-3) (略)

(別添2)

(略)

☐ (介護予防) 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 月 回	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
☐ (介護予防) 通所介護 (デイサービス) 月 回	(略)
(略)	(略)
☐ (介護予防) 短期入所生活介護 (特養等) 月 日	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
☐ 複合型サービス 月 日	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(略)

(別添3)

(略)

上記の申請者に関する意見は以下の通りです。

主治医として、本意見書が介護サービス計画作成に利用されることに
同意する。 ☐ 同意しない。

(略)

(別添4)

(略)

(別添2)

(略)

☐ (介護予防) 訪問介護 (ホームヘルプ)・訪問型サービス 月 回	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
☐ (介護予防) 通所介護 (デイサービス)・通所型サービス 月 回	(略)
(略)	(略)
☐ (介護予防) 短期入所生活介護 (ショートステイ) 月 日	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
☐ 看護小規模多機能型居宅介護 月 日	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(略)

(別添3)

(略)

上記の申請者に関する意見は以下の通りです。

主治医として、本意見書が介護サービス計画作成等に利用されることに
同意する。 ☐ 同意しない。

(略)

(別添4)

(略)

(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	移動予定日	(略)	
(略)			
(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		
<u>介護認定審査会</u>			
<u>の意見</u>			
備_____考			
(略)			

(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	異動予定日	(略)	
(略)			
(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		
<u>利用者の負担割合</u> (住所移転前の負担割合)	割 ()		
<u>介護認定審査会</u>			
<u>の意見</u>			
備_____考			
(略)			

老発0331第2号

平成27年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

「介護認定審査会の運営について」の一部改正について

介護認定審査会の具体的な運営については、これまで「介護認定審査会の運営について」(平成21年9月30日老発0930第6号厚生労働省老健局長通知)により取り扱われていたところであるが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)による介護保険法改正等に伴い、別添のとおり見直しを行い、平成27年4月1日より適用することとしたので通知する。

当該内容について御了知の上、貴管内市区町村にその周知徹底を図るとともに、介護認定審査会の運用について遺漏なきを期せられたい。

なお、当該見直しによって、状態の維持・改善の可能性にかかる審査判定の取扱いに変更は無いことを申し添える。

（変更点は下線部）

現 行	改 正 案
1～3 （略） 4 認定審査会開催の手順 1) （略） 2) 審査及び判定の手順（別紙3による） (1)・(2) （略） (3) 状態の維持・改善可能性にかかる審査判定 介護の手に係る審査判定において要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態と判定した場合には、認定審査会資料に示された「認知機能・状態の安定性の評価結果」を原案として、特記事項及び主治医意見書の内容を加味した上で、別紙5の「予防給付の適切な利用」が見込まれない状態像について」を参照して、状態の維持・改善可能性に係る審査判定を行い、要介護1又は要支援2のいずれの要介護状態等区分に該当するかについて、判定を行う。 要介護認定等基準時間32分以上50分未満の申請者は、「認知機能の低下の評価」及び「状態の安定性に関する評価」の結果に基づき、「要支援2」と「要介護1」のいずれかが一次判定として介護認定審査会資料に表示される。 表示された結果と、特記事項、主治医意見書の記載を比較検討し、整合性の確認を行い、必要に応じて変更を行うことができる。 認知機能の低下、状態の安定性に関する評価を変更する際は、具体的な理由を、特記事項及び主治医意見書から明らかにし、これを記録する。 一次判定ソフトでは、過去の全国の判定結果に基づき、認定調査項目から、「認知機能の低下」及び「状態の安定性」という二つの要件の蓋然性を推計し、その結果を介護認定審査会資料に掲載している（別紙2－1を参照。）。 ただし、ここで示される結果は、統計に基づく推計値であるた	1～3 （略） 4 認定審査会開催の手順 1) （略） 2) 審査及び判定の手順（別紙3による） (1)・(2) （略） (3) 状態の維持・改善可能性にかかる審査判定 介護の手に係る審査判定において要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態と判定した場合には、認定審査会資料に示された「認知機能・状態の安定性の評価結果」を原案として、特記事項及び主治医意見書の内容を加味した上で、別紙5の「<u>予防給付等の適切な利用</u>」が見込まれない状態像について」を参照して、状態の維持・改善可能性に係る審査判定を行い、要介護1又は要支援2のいずれの要介護状態等区分に該当するかについて、判定を行う。 要介護認定等基準時間32分以上50分未満の申請者は、「認知機能の低下の評価」及び「状態の安定性に関する評価」の結果に基づき、「<u>要支援2</u>」と「<u>要介護1</u>」のいずれかが一次判定として介護認定審査会資料に表示される。 表示された結果と、特記事項、主治医意見書の記載を比較検討し、整合性の確認を行い、必要に応じて変更を行うことができる。 認知機能の低下、状態の安定性に関する評価を変更する際は、具体的な理由を、特記事項及び主治医意見書から明らかにし、これを記録する。 一次判定ソフトでは、過去の全国の判定結果に基づき、認定調査項目から、「認知機能の低下」及び「状態の安定性」という二つの要件の蓋然性を推計し、その結果を介護認定審査会資料に掲載している（別紙2－1を参照。）。 ただし、ここで示される結果は、統計に基づく推計値であるた

め、すべての場合で、必ずしも実態と整合するとは限らない。必ず認定審査会での議論を通じて、特記事項及び主治医意見書の内容を吟味の上、「認知機能の低下」「状態の安定性」についての定義に基づき判定を行う。

また、二次判定での変更により、「要介護認定等基準時間が、32分以上50分未満」に相当すると判断した場合も、介護認定審査会資料の推計値と特記事項、主治医意見書の記載を参照し、「認知機能の低下」「状態の安定性」の観点から判定を行う。その際、一時的に「歩行が不安定」または「精神的に不安定」といった要素があることのみを理由として認知機能・状態の安定性の評価結果の変更を行うことはできず、あくまでも、要介護度の再評価が短期間(概ね6か月程度)に必要なかどうかという観点から変更を行う。

なお、認定調査員は、認知症に関する医学的知識を必ずしも持ち合わせているとは限らず、また、主治医も患者の自宅での生活について限定された情報しか把握していない場合があることから、認知症高齢者の日常生活自立度は慎重な吟味が必要である。その上で介護認定審査会資料に提示された「認知機能の評価結果」及び特記事項、主治医意見書の記載内容をもとに、予防給付の利用の理解が困難かどうか、総合的に判定する必要がある。平成21年度の認定調査から、申請者のより詳細な認知症に関する情報を調査員から伝えてもらえるように、認知症高齢者の日常生活自立度についても特記事項を記載する欄を設けることとした。こうした情報についても留意し、審査判定を行う。

状態の維持・改善可能性に係る審査判定に当たっては、別紙4の「要介護状態等区分の変更等の際に勘案しない事項について」のⅢによるものとする。

状態の維持・改善可能性に係る審査判定において要介護1と判定した場合には、別紙5の「予防給付の適切な利用」が見込まれない状態像について」に示された、いずれの状態像に該当するか確定する。

3) 認定審査会が付する意見

(1) 認定の有効期間を定める場合の留意事項

認定審査会が認定の有効期間について意見を述べる場合は、「現在の状況がどの程度継続するか」との観点から以下の考え方を基

め、すべての場合で、必ずしも実態と整合するとは限らない。必ず認定審査会での議論を通じて、特記事項及び主治医意見書の内容を吟味の上、「認知機能の低下」「状態の安定性」についての定義に基づき判定を行う。

また、二次判定での変更により、「要介護認定等基準時間が、32分以上50分未満」に相当すると判断した場合も、介護認定審査会資料の推計値と特記事項、主治医意見書の記載を参照し、「認知機能の低下」「状態の安定性」の観点から判定を行う。その際、一時的に「歩行が不安定」または「精神的に不安定」といった要素があることのみを理由として認知機能・状態の安定性の評価結果の変更を行うことはできず、あくまでも、要介護度の再評価が短期間(概ね6か月程度)に必要なかどうかという観点から変更を行う。

なお、認定調査員は、認知症に関する医学的知識を必ずしも持ち合わせているとは限らず、また、主治医も患者の自宅での生活について限定された情報しか把握していない場合があることから、認知症高齢者の日常生活自立度は慎重な吟味が必要である。その上で介護認定審査会資料に提示された「認知機能の評価結果」及び特記事項、主治医意見書の記載内容をもとに、予防給付等の利用の理解が困難かどうか、総合的に判定する必要がある。平成21年度の認定調査から、申請者のより詳細な認知症に関する情報を調査員から伝えてもらえるように、認知症高齢者の日常生活自立度についても特記事項を記載する欄を設けることとした。こうした情報についても留意し、審査判定を行う。

状態の維持・改善可能性に係る審査判定に当たっては、別紙4の「要介護状態等区分の変更等の際に勘案しない事項について」のⅢによるものとする。

状態の維持・改善可能性に係る審査判定において要介護1と判定した場合には、別紙5の「予防給付等の適切な利用」が見込まれない状態像について」に示された、いずれの状態像に該当するか確定する。

3) 認定審査会が付する意見

(1) 認定の有効期間を定める場合の留意事項

認定審査会が認定の有効期間について意見を述べる場合は、「現在の状況がどの程度継続するか」との観点から以下の考え方を基

本に認定の有効期間についての検討を行う。

[認定の有効期間を原則より短く定める場合]

- ・状態の維持・改善可能性に係る審査判定において要介護1と判定した者であって、別紙5に示した「予防給付の適切な利用」が見込まれない状態像のうち、「疾病や外傷等により、心身の状態が安定していない状態」に該当するとされた者等、身体上または精神上の生活機能低下の程度が短期間に変動しやすい状態にあると考えられる場合
 - ・施設から在宅、在宅から施設に変わる等、置かれている環境が大きく変化する場合等、審査判定時の状況が変化しうる可能性があると考えられる場合
 - ・その他、認定審査会が特に必要と認める場合
- [認定の有効期間を原則より長く定める場合]
- ・身体上または精神上の生活機能低下の程度が安定していると考えられる場合
 - ・同一の施設に長期間入所しており、かつ長期間にわたり要介護状態等区分に変化がない場合等、審査判定時の状況が、長期間にわたって変化しないと考えられる場合(重度の要介護状態にある場合を基本とするが、個々の事例ごとに原則より長期間要介護状態が継続すると見込まれる場合を判断する)
 - ・その他、認定審査会が特に必要と認める場合

(2) (略)

4) (略)

(別紙1)～(別紙3) (略)

(別紙4)

要介護状態等区分の変更等の際に勘案しない事項について

介護認定審査会における審査判定は、要介護認定等基準時間等に基づいて設定されている要介護認定基準及び要支援認定基準に照らして行うものであり、介護の手間に係る審査判定の際の具体的な検討においては、特記事項、主治医意見書の内容に基づき、通常の例に比べてより長い(短い)時間を介護に要するかどうかの判断に基づいて行うこととする。

また、状態の維持・改善可能性の審査判定の際の具体的な検討においては、認定審査会資料に示された認知機能・状態の安定性の評価結果を原案として、特記事項、主治医意見書の内容に基づき、別紙5の

本に認定の有効期間についての検討を行う。

[認定の有効期間を原則より短く定める場合]

- ・状態の維持・改善可能性に係る審査判定において要介護1と判定した者であって、別紙5に示した「予防給付等の適切な利用」が見込まれない状態像のうち、「疾病や外傷等により、心身の状態が安定していない状態」に該当するとされた者等、身体上または精神上の生活機能低下の程度が短期間に変動しやすい状態にあると考えられる場合
 - ・施設から在宅、在宅から施設に変わる等、置かれている環境が大きく変化する場合等、審査判定時の状況が変化しうる可能性があると考えられる場合
 - ・その他、認定審査会が特に必要と認める場合
- [認定の有効期間を原則より長く定める場合]
- ・身体上または精神上の生活機能低下の程度が安定していると考えられる場合
 - ・同一の施設に長期間入所しており、かつ長期間にわたり要介護状態等区分に変化がない場合等、審査判定時の状況が、長期間にわたって変化しないと考えられる場合(重度の要介護状態にある場合を基本とするが、個々の事例ごとに原則より長期間要介護状態が継続すると見込まれる場合を判断する)
 - ・その他、認定審査会が特に必要と認める場合

(2) (略)

4) (略)

(別紙1)～(別紙3) (略)

(別紙4)

要介護状態等区分の変更等の際に勘案しない事項について

介護認定審査会における審査判定は、要介護認定等基準時間等に基づいて設定されている要介護認定基準及び要支援認定基準に照らして行うものであり、介護の手間に係る審査判定の際の具体的な検討においては、特記事項、主治医意見書の内容に基づき、通常の例に比べてより長い(短い)時間を介護に要するかどうかの判断に基づいて行うこととする。

また、状態の維持・改善可能性の審査判定の際の具体的な検討においては、認定審査会資料に示された認知機能・状態の安定性の評価結果を原案として、特記事項、主治医意見書の内容に基づき、別紙5の

「予防給付の適切な利用が見込まれない状態像」を参照して、要介護一又は要支援二のいずれの要介護状態等区分に該当するかの判断に基づいて行うこととする。ただし、以下に掲げる事項を勘案して基本調査の調査結果の一部修正や一次判定の結果及び認知機能・状態の安定性の評価結果の変更を行うことはできない。

なお、別紙6の参考指標を用いて判定結果の妥当性を検証することは差し支えない。

I・II (略)

III 状態の維持改善可能性に係る審査判定における認知機能・状態の安定性の評価結果の変更

以下の事項に基づいて認知機能・状態の安定性の評価結果の変更を行うことはできない。ただし、特記事項又は主治医意見書の内容に基づいて別紙5に示した予防給付の適切な利用が見込まれない状態像に該当する、あるいは該当しないと判定した場合には認知機能・状態の安定性の評価結果の変更を行うことができる

1・2 (略)

3 状態の維持・改善可能性とは直接的に関係しない事項

1) (略)

2) 罹患している傷病及び加療の状況

審査対象者の罹患している疾病や外傷の傷病名、あるいは、疾病や外傷の症状の軽重及び症状が不安定であることを理由として認知機能・状態の安定性の評価結果の変更を行うことはできない。また、加療の状況や日内変動の有無を理由として認知機能・状態の安定性の評価結果の変更を行うことはできない。ただし、認知機能・状態の安定性の評価結果にて予防給付に相当するとされた審査対象者について、特記事項又は主治医意見書に記載されている内容に基づき、傷病や外傷により短期間で心身の状態が変化することが予想され、それに伴い要介護度の変化も短期間で生ずる恐れが高く、短期間(概ね六か月程度)での要介護状態の再評価が必要と判断される場合は変更を行うことができる。

3)・4) (略)

4・5 (略)

(別紙5)

予防給付の適切な利用が見込まれない状態像について

「予防給付等の適切な利用が見込まれない状態像」を参照して、要介護一又は要支援二のいずれの要介護状態等区分に該当するかの判断に基づいて行うこととする。ただし、以下に掲げる事項を勘案して基本調査の調査結果の一部修正や一次判定の結果及び認知機能・状態の安定性の評価結果の変更を行うことはできない。

なお、別紙6の参考指標を用いて判定結果の妥当性を検証することは差し支えない。

I・II (略)

III 状態の維持改善可能性に係る審査判定における認知機能・状態の安定性の評価結果の変更

以下の事項に基づいて認知機能・状態の安定性の評価結果の変更を行うことはできない。ただし、特記事項又は主治医意見書の内容に基づいて別紙5に示した予防給付等の適切な利用が見込まれない状態像に該当する、あるいは該当しないと判定した場合には認知機能・状態の安定性の評価結果の変更を行うことができる

1・2 (略)

3 状態の維持・改善可能性とは直接的に関係しない事項

1) (略)

2) 罹患している傷病及び加療の状況

審査対象者の罹患している疾病や外傷の傷病名、あるいは、疾病や外傷の症状の軽重及び症状が不安定であることを理由として認知機能・状態の安定性の評価結果の変更を行うことはできない。また、加療の状況や日内変動の有無を理由として認知機能・状態の安定性の評価結果の変更を行うことはできない。ただし、認知機能・状態の安定性の評価結果にて予防給付等に相当するとされた審査対象者について、特記事項又は主治医意見書に記載されている内容に基づき、傷病や外傷により短期間で心身の状態が変化することが予想され、それに伴い要介護度の変化も短期間で生ずる恐れが高く、短期間(概ね六か月程度)での要介護状態の再評価が必要と判断される場合は変更を行うことができる。

3)・4) (略)

4・5 (略)

(別紙5)

予防給付等の適切な利用が見込まれない状態像について

介護認定審査会における状態の維持・改善可能性の審査判定において、予防給付の適切な利用が見込まれない状態像は、以下のとおりとする。

① (略)

② 認知機能や思考・感情等の障害により、十分な説明を行ってもなお、予防給付の利用に係る適切な理解が困難である状態

○ 「認知症高齢者の日常生活自立度」が概ねⅡ以上の者であって、一定以上の介護が必要な程度の認知症があるもの。

○ その他の精神神経疾患の症状の程度や病態により、予防給付の利用に係る適切な理解が困難であると認められるもの

・アルツハイマー病や血管性認知症といった病名のみから判断するものではなく、特記事項、主治医意見書の記載内容から「認知症高齢者の日常生活自立度」が概ねⅡ以上である状態が該当する。

・特定の基本調査項目の結果のみに着目し、その結果をもって当該状態に該当するものではない。

・認知症症状が一時的に現れている場合であっても、特記事項、主治医意見書の記載内容などから、適切な医学的管理により認知機能が改善すると判断される場合には、その状態に基づいて判定する。

(別紙6) (略)

介護認定審査会における状態の維持・改善可能性の審査判定において、予防給付等の適切な利用が見込まれない状態像は、以下のとおりとする。

① (略)

② 認知機能や思考・感情等の障害により、十分な説明を行ってもなお、予防給付等の利用に係る適切な理解が困難である状態

○ 「認知症高齢者の日常生活自立度」が概ねⅡ以上の者であって、一定以上の介護が必要な程度の認知症があるもの。

○ その他の精神神経疾患の症状の程度や病態により、予防給付等の利用に係る適切な理解が困難であると認められるもの

・アルツハイマー病や血管性認知症といった病名のみから判断するものではなく、特記事項、主治医意見書の記載内容から「認知症高齢者の日常生活自立度」が概ねⅡ以上である状態が該当する。

・特定の基本調査項目の結果のみに着目し、その結果をもって当該状態に該当するものではない。

・認知症症状が一時的に現れている場合であっても、特記事項、主治医意見書の記載内容などから、適切な医学的管理により認知機能が改善すると判断される場合には、その状態に基づいて判定する。

(別紙6) (略)

事 務 連 絡

平成27年4月22日

各都道府県介護保険主管課（室）御中

厚生労働省老健局老人保健課

主治医意見書における医師同意欄の取扱いについて

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

要介護認定における主治医意見書については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法改正等に伴い改正を行い、平成27年4月1日より適用しているところです。

当該改正の内容における「介護サービス計画作成等」の想定する範囲は、介護保険事業の適切な運営のために必要な範囲であって、従前の介護サービス計画作成に加えて、例えば、

- ・総合事業における介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成
- ・地域ケア会議における個別事例の検討
- ・指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設における入所に関する検討のための委員会での特例入所対象者の判定及び施設への優先入所対象者の判定
- ・認知症日常生活自立度を基準とした加算における日常生活自立度の決定に関する利用を考えており、その範囲内において取り扱っていただきますよう、管内市町村に周知をお願いします。

本件連絡先

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係

石井、天辰

電話：03-5253-1111(内)3944

FAX：03-3595-4010

アドレス：amatatsu-yuuta@mhlw.go.jp